

## 【伊賀市会計年度任用職員（地域包括支援センターケアプランナー）募集要項】

### 【募集職種・採用予定人数】

地域包括支援センターケアプランナー（介護支援専門員） 若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

### 【主な職務内容】

要介護状態区分の要支援 1, 2と認定された方及び事業対象者のケアマネジメント業務  
（利用者の居宅・関係機関の訪問含む）

具体的には

- 1) 介護を必要とする人や家族の相談や助言
- 2) 利用者の状態にあったケアプラン（介護予防サービス計画）の作成
- 3) サービス提供事業者・関係機関への連絡調整、連携など

### 【勤務条件】

#### ◆勤務時間

年末年始（12月29日から1月3日まで）と祝日を除いた月曜日から金曜日のうち、週4日以上  
週4日勤務の場合、午前8時30分から午後5時15分のうち、7時間45分以下  
週5日勤務の場合、午前8時30分から午後5時15分のうち、7時間30分以下  
※勤務時間・勤務日数については、相談に応じます。

#### ◆報酬

日額 13,549円（週4日 1日7時間45分勤務の場合）

月額 275,365円（週5日 1日7時間30分勤務の場合）

※週4日勤務の場合は、日額報酬になります。

※民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して改定を行うことがあります。

※通勤手当相当額は通勤距離等に応じて支給します。

期末手当は一定の要件を満たした場合に支給します。

その他時間外手当、休日勤務手当、特殊勤務手当相当額を常勤職員に準じて支給します。

#### ◆任用期間

一会計年度内（採用日～令和9年3月31日）とします。

（任用後1カ月間は条件付き採用期間です。）

※任用期間終了後、次年度以降も同じ職務内容の職に再度任用する場合があります。

#### ◆年次有給休暇

10日以内※任用期間や勤務日数に応じて付与されます。

◆社会保険など

共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。  
(勤務日数や勤務時間によっては、加入しない場合があります。)

【勤務地】

伊賀市役所本庁（四十九町 3 1 8 4 番地）  
東部サテライト（新堂 3 1 3 番地の 1 伊賀支所内）  
南部サテライト（阿保 1 5 1 番地の 1 青山複合施設内）のいずれか

【必要資格等】

次の資格を有する人または任用日までに取得見込みの人

- ①普通自動車運転免許
- ②介護支援専門員の資格、保健師免許、社会福祉士資格または社会福祉主事任用資格  
のいずれか

※社会福祉主事任用資格の場合は、高齢者保健福祉に関する相談業務等に 3 年以上従事している必要があります。

【欠格事由】

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 伊賀市から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し  
刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを  
主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

【試験日時、会場など】

日時、会場は応募された方に後日お知らせします。

【試験内容】

面接による選考試験

【提出書類】

◆提出書類

令和 8 年度伊賀市会計年度職員採用選考申込書 1 通

※申込書は地域包括支援センターにご連絡いただくか、市ホームページからダウンロードできます。

#### ◆受付期間

随時募集しています。

ただし、採用予定数に達した場合は、申込受付を終了します。

#### 【注意事項】

- (1) 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- (2) 受験に際して取得した個人情報、選考試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。
- (3) 任用の開始にあつては、予算の可決・成立が条件となりますので、選考に合格の上採用を決定した場合でも、予算の成立状況により採用されないことがあります。
- (4) 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、それらの定めるところによります。
- (5) 過去に応募され、不採用となった人は、不採用通知日から1年以内の再応募はできません。

#### 【その他】

- (1) 合格者は採用候補者として名簿に登載され、必要に応じて順次採用決定します（名簿登載期間は通知の日から6ヶ月です。）。したがって、選考に合格しても採用されない場合があります。
- (2) 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- (3) 会計年度任用職員は、一般職地方公務員として地方公務員法における服務に関する各規定が適用されます。
- (4) 短時間勤務会計年度任用職員は地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等の制限（いわゆる副業の制限）が適用されませんが、職務の公正を確保する観点及び勤務時間の管理の必要性から、採用される場合で営利企業への従事等をされる方には届出書の提出を求めます。
- (5) 会計年度任用職員は、常勤の職員と同様に人事評価の対象となります。評価結果は、次年度における再度の任用の際の判断要素として活用します。

#### 【申込先・問い合わせ先】

健康福祉部地域包括支援センター

TEL：0595-22-9710

伊賀市四十九町3184番地